

# 森林整備課



森林整備課

(令和4年4月1日現在)

課長 森道哉

各班の主な所掌事務

(調整・担い手班)

- ・課内調整
- ・水と緑の森づくり基金運営委員会
- ・水と緑の森づくり税事業
- ・森林環境譲与税事業
- ・林業雇用総合対策・労働安全衛生
- ・林業事業者の育成・支援
- ・森林学習交流館管理運営
- ・林業研究研修センター調整業務
- ・林業大学校調整業務
- ・県民の森維持管理
- ・緑化推進事業

(調整・担い手班)

主幹(兼)班長  
加賀谷 一 樹

副主幹  
金澤 正和  
畠山 恵  
村川 有紀子

主査  
三浦 佑介

(森林資源計画班)

主幹(兼)班長  
細谷 百合子

主幹  
佐藤 博美

副主幹  
近藤 雄樹

主任  
伊藤 洵

(治山・林道班)

主幹(兼)班長  
塩谷 学

主幹  
小野 圭

副主幹  
畠山 成英  
松浦 忠雅  
村上 美

主査  
武田 一正

技師  
黒沢 康太

(森林管理班)

主幹(兼)班長  
千葉 崇

主幹  
成田 義人

副主幹  
鼎 康行

専門員  
谷藤 善久

(森林資源計画班)

- ・森林計画制度 (地域森林計画)
- ・森林審議会
- ・入会林野等の整備
- ・森林経営管理制度
- ・水源森林地域保全条例関係
- ・森林GIS情報整備・運用管理
- ・森林整備地域活動支援対策交付金

(治山・林道班)

- ・治山事業の計画・実行
- ・地すべり防止事業
- ・林道事業の計画・実行
- ・林道施設災害復旧事業

(森林管理班)

- ・保安林の指定・解除
- ・県有財産管理
- ・保安林管理
- ・林地開発許可
- ・森林病害虫防除対策

事業名	秋田県水と緑の森づくり事業【秋田県水と緑の森づくり基金】		担 当	調整・担い手班
事業年度	平成30～令和4	事業主体	県、市町村等	
事業目的	地球温暖化の防止、県土の保全、水源かん養等の公益的機能を有し、全ての県民がその恩恵を受けている森林を健全に守り育て、次の世代に引き継いでいくため、森林環境の保全に関する事業を実施する。		当初予算額	390,699 千円
			財源	繰入金 390,699 千円
			内訳	
			訳	
実施内容	1 豊かな里山林整備事業		106,271千円 (◎106,271千円)	
	(1) 針広混交林化 生育の思わしくないスギ人工林や居住地近くに広がる里山林等を対象として、誘導伐（間伐）等の実施により、針葉樹と広葉樹の入り混じった混交林へ誘導し、森林環境や公益性を重視した森づくりを図る。 ①実施主体 市町村、森林組合、林業事業体、県等 ②事業計画 誘導伐等 41ha ③施行箇所 2市町 三種町、男鹿市 ④補助率 10/10以内			
	(2) 広葉樹林再生 放牧跡地等の過去に失われた森林環境を取り戻し、野生動植物が生息・生育できる生態系の健全性に配慮した広葉樹林の再生を図り、森林環境や公益性を重視した森づくりを図る。 ①実施主体 市町村、県 ②事業計画 下刈等 11ha ③施行箇所 2市 大仙市、湯沢市 ④補助率 10/10以内			
	(3) 緩衝帯等整備 クマ等の野生動物と人との不和が生じている森林や、主要道路沿いや通学路沿い等の藪化・過密化している森林において、野生動物の出没抑制、森林環境の保全や景観の向上を図る。 ①実施主体 市町村、森林組合、林業事業体、県等 ②事業計画 下刈、除伐等 172ha ③施行箇所 16市町村 鹿角市、能代市、八峰町、藤里町、秋田市、五城目町、井川町、由利本荘市、にかほ市、大仙市、仙北市、美郷町、横手市、湯沢市、羽後町、東成瀬村 ④補助率 10/10以内			
	2 マツ林・ナラ林等景観向上事業		95,980千円 (◎95,980千円)	
	松くい虫やカシノナガキイムシ被害によって枯死し、景観維持や安全面から支障になる立木を伐倒処理し、処理後の伐採跡地に植栽することにより、森林環境や公益性を重視した森づくりを図る。 (1) 実施主体 市町村、県 (2) 事業計画 枯損木処理 5,306㎡ (3) 施行箇所 9市町村 北秋田市、秋田市、男鹿市、大潟村、由利本荘市、横手市、湯沢市、羽後町、東成瀬村 (4) 補助率 10/10以内			
	3 森や木とのふれあい空間森整備事業		188,448千円 (◎188,448千円)	
	(1) ふれあいの森整備 多くの県民が気軽に森林とふれあえる場として利用できる、身近な森林の公園化や既存公園の再整備を実施し、森林環境や公益性を重視した森づくりを図る。 ①実施主体 市町村、財産区、小・中学校、森林所有者、県等 ②事業計画 整備 8か所 ③施行箇所 7市町 小坂町、大館市、能代市、男鹿市、大仙市、横手市、湯沢市 ④補助率 10/10以内			
	(2) 木育空間整備 木の良さや森林の大切さ等について理解を深めるため、公共施設等において、親子で直接木を見てふれあえることのできる「木育体験空間」を整備し、木育の推進及び促進を図る。 ①実施主体 市町村、県 ②事業計画 整備 2か所 ③施行箇所 2市 大館市(ニプロハチ公ドーム パークセンター)、湯沢市(湯沢駅観光案内施設) ④補助率 10/10以内			

事業名	秋田県水と緑の森づくり推進事業【秋田県水と緑の森づくり基金】		担 当	調整・担い手班	
事業年度	平成30～令和4	事業主体	県、市町村、ボランティア団体、NPO等	当初予算額	79,865 千円
事業目的	地球温暖化の防止、県土の保全、水源かん養等の公益的機能を有し、全ての県民がその恩恵を受けている森林を健全に守り育て、次の世代に引き継いでいくため、県民の森林に対する意識の醸成と、森作り活動への自主的参加を促す仕組みを推進する。		財源内訳	繰入金	79,865 千円
実施内容	1 県民参加の森づくり事業		34,814千円 (Ⓐ34,814千円)		
	(1) 森林ボランティア活動支援事業				
	森林ボランティアによる森づくり活動を推進するため、森林ボランティア団体が行う森づくり活動や森林、林業に関する研修会等の実施を支援する。				
	①実施主体 県に登録されている森林ボランティア団体				
	②補助率 10/10以内 (上限850千円)				
	(2) 森づくり県民提案事業				
	県民全体で支える森づくりへの取組として、県民の自主参加型の企画立案による森づくり活動を公募し、その活動の支援を行う。				
	①実施主体 NPO等の法人、企業、組合、地域住民団体等				
	②補助率 10/10以内 (上限400千円 ※拡充：クマ対策は上限1,000千円)				
	(3) 市町村等の森づくり活動支援事業				
市町村等が行う植樹・育樹祭等や普及啓発事業を支援する。					
①実施主体 市町村等					
②補助率 10/10以内 (上限1,000千円)					
2 森林環境教育推進事業		17,008千円 (Ⓐ17,008千円)			
(1) 森林環境学習活動支援事業					
次代を担う児童生徒を対象とした森林環境教育を推進するため、学校等における森林環境学習活動の支援を行う。					
(2) 森林環境教育指導者養成事業					
学校等における森林環境教育を推進する指導者や、児童への自然体験や木育を推進する指導者を養成するため研修会を開催する。					
3 普及啓発事業		28,043千円 (Ⓐ28,043千円)			
基金運営委員会を設置し事業効果の検証等を行うほか、ボランティア活動を支援する「あきた森づくり活動サポートセンター」の運営、県民参加による森づくりへの理解促進を図るための普及啓発活動、森林環境に関する調査のため試験研究等を行う。					

事業名	秋田県水と緑の森づくり基金積立金		担 当	調整・担い手班	
事業年度	平成30～令和4	事業主体	県	当初予算額	463,003 千円
事業目的	地球温暖化の防止、県土の保全、水源かん養等の公益的機能を有し、全ての県民がその恩恵を受けている森林を健全に守り育て、次の世代に引き継いでいくため、森林環境保全に関する資金として基金を積み立てる。		財源内訳	財産	3 千円
				一般	463,000 千円
実施内容	1 基金積立金 (令和4年度税込見込額)		463,000千円 (Ⓐ463,000千円)		
	2 基金積立金 (運用益分)		3 千円 (Ⓐ3 千円)		
	(1) 運用額 113,105千円 (令和3年度末基金残高見込み)				
	(2) 運用方法 大口定期12か月、金利0.002%				
	(3) 運用益 2,262円				

事業名	森林・林業雇用総合対策事業		担当	調整・担い手班
事業年度	平成8～令和8	事業主体	(公財)秋田県林業労働対策基金ほか	
事業目的	木材価格の低迷により林業従事者をめぐる雇用環境は極めて厳しい状況にあるが、山村地域の振興及び森林の有する公益的機能の推進を図るため、森林整備の担い手である林業従事者を安定的に確保する。		財源	当初予算額 102,625 千円
実施内容	1 森林整備担い手育成事業 林業従事者の確保・育成、就労条件の改善及び労働安全衛生の充実等を促進するための取組を支援する。 (1) 補助率 県10/10 (2) 事業内容 ①ニューグリーンマイスターの育成に関する事業 ア 林業技能者育成研修 イ 技能講習助成 ②林業従事者の確保に関する事業 ア 定着奨励金助成 ③林業従事者の就労条件の改善に関する事業 ア 退職金共済掛金助成 イ 労災保険料助成 ④労働安全衛生の充実及び普及啓発に関する事業 ア 労働安全衛生促進助成 イ 森林林業普及啓発助成		内訳	国庫 3,200 千円
			内訳	繰入金 99,425 千円
	2 林業就業促進総合対策事業 林業に就業している林業従事者を基幹的な林業技術者に養成するために実施する「ニューグリーンマイスター育成学校」の技能講習（資格取得）に対し支援する。 (1) 補助率 国1/2、県1/2（国：林業・木材産業成長産業化促進対策交付金） (2) 事業主体 林業労働力確保支援センター（（公財）秋田県林業労働対策基金） (3) 事業内容 「ニューグリーンマイスター育成学校」の技能講習（資格取得） ※森林整備担い手育成事業と合わせて実施		80,368千円（◎80,368千円） 2,000千円（◎1,000千円、◎2,000千円）	
	3 林業労働安全衛生対策事業 林業労働災害の未然防止のため安全衛生指導員による巡回指導に対して支援する。 (1) 補助率 国1/2、県1/4、実施主体1/4（国：林業・木材産業成長産業化促進対策交付金） (2) 事業主体 林材業労働災害防止協会秋田県支部 (3) 事業内容 ①安全衛生指導員養成研修に係る事業（指導員16名） ②安全衛生指導員による巡回指導事業（24事業体）		600千円（◎400千円、◎200千円）	
	4 秋田の高校生林業体験事業 林業に興味を持つ高校生に高性能林業機械の操作や基礎的な機械の使い方等の体験を実施する。 (1) 補助率 県10/10 (2) 事業主体 （公財）秋田県林業労働対策基金 (3) 事業内容 高校生を対象とした林業体験を県内3地区で実施		1,915千円（◎1,915千円）	
	5 林業就業サポート事業 新規就業者を確保するため、林業の就職先の斡旋やマッチングを行うほか、就業前の林業体験研修の紹介等を総合的に行う取組に対し助成する。 (1) 補助率 県10/10 (2) 事業主体 林業労働力確保支援センター（（公財）秋田県林業労働対策基金） (3) 事業内容 無料職業紹介所の運営 ①求職者と林業事業体のマッチング ②林業就業フェアへの参画 ③オンラインによる就業相談・手続き等に対応できる環境整備		9,241千円（◎1,800千円、◎7,441千円）	

6 新規就業者雇用支援事業

8,501千円 (◎8,501千円)

素材生産の増加や再造林の推進による造林作業の増加から林業の作業を担う人材確保が急務となっていることから、林業体験研修を通じて県内外から広く新規就業者を確保する。

(1) ウェルカム秋田！移住就業トライアル研修事業

①短期研修（3泊4日：5名）

林業木材産業基礎知識、林業機械操作体験、就業相談等

②中期研修（1か月：3名）

林業に関する基礎学習、林業事業体での実践研修、機械資格取得等

(2) インターンシップ支援事業（5日間：10名）

県内の求職者を対象とした林業事業体での体験研修

(3) 就業フォローアップ事業（3名）

中期研修又はインターンシップ支援事業修了者を雇用した林業事業体に対し、雇用する際に必要な指導費、安全装備品等について助成する。

事業名	森林整備担い手育成基金積立金		担当	調整・担い手班	
事業年度	平成16～	事業主体	県	当初予算額	6千円
事業目的	山村地域の振興及び森林の有する公益的機能の増進のため、森林整備の担い手である林業労働に従事する者の育成・確保、福祉の向上及び林業労働安全衛生並びに森林整備の推進に関する事業に充てるための資金として基金に積み立てる。		財源	財産	6千円
実施内容	1 基金積立金（令和3年度見込額） 2 基金積立金（運用益分） (1) 運用額 287,686,712円（令和3年度基金残高） (2) 運用方法 大口定期 12か月 金利0.002% NCD(譲渡性預金)12か月 金利0.002%		財源内訳		6千円 (◎6千円)

事業名	「オール秋田で育てる」林業トップランナー養成事業		担当	調整・担い手班	
事業年度	平成26～	事業主体	県	当初予算額	50,637千円
事業目的	本県の豊富な森林資源の活用を図り、林業を地域経済と雇用を支える産業として成長させるため、就業前の林業未経験者を対象に幅広い知識・技術とマネジメント能力等を習得する研修を実施し、将来の林業を担う若い林業技術者を養成する。		財源	使用料 4,277千円 国庫 7,700千円 繰入金 38,660千円	
実施内容	1 林業トップランナー養成推進事業 秋田林業大学の運営方針を協議する「林業技術者養成協議会」を開催するほか、林業関係者等による研修サポートチームによるサポート体制の整備や、指導職員の機械系資格取得を推進する。 (1) 協議会の開催 ①協議会委員 林業・木材産業関係団体、教育庁、東北森林管理局、県関係機関等 ②協議内容 研修方針の検討、カリキュラムの検討、各分野の情報交換（高校生進路状況、林業の雇用情勢等） (2) 指導研修体制整備 指導職員が関係機械の特別教育を受講			1,334千円 (◎1,334千円)	
実施内容	2 林業トップランナー養成研修事業 秋田林業大学の研修実施及び県内の高校等に対する林業大学のPR活動・研修生募集を行う。 (1) 研修資機材整備 研修機械借上料、研修資機材整備費、非常勤講師報償費等 (2) 研修実施・普及啓発 研修教材の購入、非常勤講師の報償費、研修生募集のポスター・パンフレット作成等			49,303千円 (◎4,277千円、◎7,700千円、◎37,326千円)	

事業名	林業就業前研修生支援事業			担 当	調整・担い手班	
事業年度	平成27～	事業主体	県	当初予算額	51,901 千円	
事業目的	林業を志す青年が安心して研修に専念できるよう、秋田林業大学の研修生に給付金を給付し、林業分野への就業を促進する。			財源内訳	国庫	51,501 千円
					寄付金	400 千円
実施内容	1 緑の青年就業準備給付金事業 秋田林業大学の研修生に資金を給付する。 (1) 給付金 (36人) (2) 推進事務費			51,501千円 (㊦51,501千円)		
	2 秋田林業大学校研修生奨学金事業 県内金融機関(秋田銀行、北都銀行、秋田信金、県信用組合)から協力をいただいた寄付金を活用し、若手林業技術者4人に対し資金を給付する。			400千円 (㊦400千円)		

事業名	秋田県森林環境譲与税基金積立金			担 当	調整・担い手班	
事業年度	令和元～	事業主体	県	当初予算額	148,002 千円	
事業目的	森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)第34条第2項各号に掲げる施策に要する資金に充てるため、秋田県森林環境譲与税基金を造成する。			財源内訳	財 産	2 千円
					一 般	148,000 千円
実施内容	1 基金積立金令和4年度譲与見込み額			148,000千円 (㊦148,000千円)		
	2 基金積立金(運用益分) (1) 運用額 77,536千円(令和3年度末基金残高見込み) (2) 運用方法 大口定期12か月、金利0.002% (3) 運用益 1,550円			2千円 (㊦2千円)		

事業名	県民の森維持管理事業			担 当	調整・担い手班	
事業年度	平成12～	事業主体	県	当初予算額	2,940 千円	
事業目的	昭和43年の第19回全国植樹祭を記念して設置した「県民の森」や、昭和46年の立県百年を記念して設置した「立県百年記念の山」の維持管理を実施し、緑豊かな自然に親しむ県民憩いの場と樹木や自然を愛する豊かな心を育む林業研修の場として活用する。			財源内訳	財 産	8 千円
					一 般	2,932 千円
実施内容	1 県民の森 (1) 所在場所 仙北市田沢湖町田沢字大森1-1外 (2) 面積 145.00ha (3) 施設の概要 ①管理舎 木造平屋1棟(36.35㎡) ⑥みんなの広場 2.5ha ②遊歩道 6,700m ⑦樹園地造成 0.24ha ③水飲場 4か所 ⑧各県の木の森 2.0ha(各都道府県の象徴木19種) ④東屋 2棟 ⑨世界の木の森 1.5ha(15カ国の樹木) ⑤便所 3か所 ⑩キャンプ場 2.0ha (4) 維持管理事業内容 ①植栽地の下刈り及び修景施業 ④広場の整備・補修 ②生け垣及び樹木の剪定 ⑤病害虫の防除等 ③遊歩道の補修及び除草 ⑥標識等の整備・補修			2,335千円 (㊦2,335千円)		
	2 立県百年記念の山 (1) 所在場所 能代市二ツ井町小繋字湯の沢55-1 (2) 面積 14.55ha (3) 施設の概要 ①東屋1棟、②便所1か所、③広場1.00ha、④沼0.13ha、 ⑤樹木植栽地13.42ha(サクラ、ウメ、ツツジ、ドウダンツツジ、シラカバ、ナラ、スギ、アカマツ) (4) 維持管理事業内容 植栽地の下刈り、広場の整備、マツクイムシ被害木の燻蒸処理等			605千円 (㊦605千円)		

事業名	緑化推進事業			担 当	調整・担い手班	
事業年度	平成12～	事業主体	県	当初予算額	930 千円	
事業目的	緑化思想の普及啓発、緑の少年団育成のほか、（公社）秋田県緑化推進委員会が行う事業に対して助成する。			財源内訳	一 般	930 千円
実施内容	1 緑化思想の普及啓発、緑の少年団育成 学校関係緑化コンクール表彰等			80千円（○80千円）		
	2 緑化推進活動事業費補助金 （公社）秋田県緑化推進委員会の主要事業に対する助成事業			850千円（○850千円）		

事業名	森林学習施設管理運営費			担 当	調整・担い手班	
事業年度	平成2～	事業主体	県	当初予算額	30,311 千円	
事業目的	森林・林業の学習施設として、森林学習交流館（プラザクリプトン）の管理運営を行う。			財源内訳	使用料	2,606 千円
					一 般	27,705 千円
実施内容	1 指定管理業務（指定管理料） （1）展示施設や「学習交流の森」の指導説明 （2）建物施設等の清掃や設備管理、庭園の維持管理等 （3）委託先（指定管理者） 株式会社 サンアメニティ 所在地（本社）東京都 （支店）秋田市雄和椿川			28,244 千円（◎539千円、○27,705千円）		
	2 土地賃借料（土地所有者別） （1）秋田市 1.35ha 172,779 円 （2）戸島・白熊部落融和会 17.88ha 1,893,360 円			2,067千円（◎2,067千円）		
実施内容	3 森林学習交流館の概要（参考） （1）設置場所 秋田市河辺戸島字上祭沢38-4 （2）規 模 鉄筋コンクリート三階建 延べ床面積4,630㎡					

事業名	林業普及指導研修補助事業費			担 当	調整・担い手班	
事業年度	昭和58～	事業主体	県	当初予算額	2,104 千円	
事業目的	林業普及指導事業を円滑に進めるとともに、試験研究成果の現地適応化による林業技術の改善とその普及を巡回指導するほか、地域における事例等の情報の収集整理とその活用を図る。また、普及指導職員の資質の向上を図るため、国が実施する研修を受講する。			財源内訳	国 庫	1,052 千円
					一 般	1,052 千円
実施内容	1 林業普及指導交付金事業 （1）地区運営事業 普及活動に必要な関係資料を整備し、普及啓発を行う。 （2）普及指導研修等事業 ①国の開催する中央技術研修及び全国・ブロックシンポジウム等へ参加する。 ②普及指導職員に対する研修（全員・特技等）を実施し、普及指導職員の資質向上を図る。 ③林業関係技術者等との技術等の情報交換研修を実施し後継者等の育成を図る。 （3）林業技術現地適応化事業 試験研究成果の取りまとめと情報を提供を実施する。			2,104千円（◎1,052千円、○1,052千円）		

事業名	林業普及指導事業費			担 当	調整・担い手班
事業年度	昭和55～	事業主体	県	当初予算額	2,191 千円
事業目的	森林・林業の重要性の普及啓蒙と林業技術の研修事業を強化するとともに、より効率的な普及活動を展開するため、指導的林業者等の育成と地域の重点対策の検討などを行う。特に、森林の適切な管理により森林の持つ公益的機能の維持増進を図るため、林業後継者の意欲を高め林業生産活動の活発化が図られるよう人材育成を主体とした事業を行う。			財 一 般	2,191 千円
				源	
				内	
				訳	
実施内容	1 意欲的林業者グループ活動支援事業			460千円 (○460千円)	
	(1) 林業技術交換研修開催事業 森林所有者等に対する林業技術の情報提供や林業研究グループ活動発表会・情報交換研修を開催する。				
	(2) 林業後継者組織育成事業 社団法人秋田県林業後継者会議の会員が先進的な技術や知識を修得するための活動に対して助成する。				
	2 指導的林業者等育成事業			332千円 (○332千円)	
実施内容	(1) 指導林家・林業普及指導協力員研修事業 指導林家・普及指導協力員を対象に、最新の林業技術や森林の活用方法等に関する研修会を開催する。				
	(2) 普及指導協力員活用事業 普及指導協力員の活動を支援し、普及活動協力員とともに関係機関と連携を図りながら、林業教室等を効率的に開催する。				
	3 林業経営コンクール開催事業 林業経営に関する優良事例を発掘して、全国コンクールに推薦する。			146千円 (○146千円)	
	4 普及指導業務修得研修事業等			1,253千円 (○1,253千円)	

事業名	森林計画推進費			担 当	森林資源計画班
事業年度	昭和40～	事業主体	県	当初予算額	804 千円
事業目的	全県の森林資源を把握し、森林簿、森林計画図の整備と地域森林計画の策定を行い、計画的に森林施策を推進する。			財 一 般	804 千円
				源	
				内	
				訳	
実施内容	1 森林調査・策定費			611千円 (○611千円)	
	林分調査、森林計画図、森林簿の整備、地域森林計画の樹立・変更、実務研修会の実施、森林計画樹立のための説明会の開催、関係部局との調整、樹立関係資料の作成 等 (1) 実施対象 3 計画区、447,669ha ①米代川計画区175,000ha、②雄物川計画区190,977ha、③子吉川計画区81,692ha				
実施内容	2 森林情報システム機器のリース費			193千円 (○193千円)	
	システム機器（専用端末、A3カラープリンタ、大判プリンタ）のリースに係る経費				

事業名	入会林野等整備促進事業			担 当	森林資源計画班
事業年度	昭和42～	事業主体	県	当初予算額	294 千円
事業目的	入会林野等の権利関係の近代化と利用の高度化を推進するため、研修会の開催、専門的知識を有するコンサルタントの設置等による指導や嘱託登記を実施する。			財 一 般	294 千円
				源	
				内	
				訳	
実施内容	1 事業内容			294千円 (○294千円)	
	(1) 入会林野等の整備に係わる権利関係の明確化に向けた指導、助言 (2) 入会林野等集団に対する指導を適切に行うため、市町村担当者等を対象とした情報提供等、助言・指導 (3) 嘱託登記の実施 (4) 法律、登記、農林業経営の専門知識を有するコンサルタントを設置し、入会権の近代化に係る権利調整、登記及び整備後の経営のあり方について入会集団を指導				
実施内容	2 整備計画				
	第8期整備計画（令和4～8年度）				

事業名	森林整備地域活動支援対策交付金			担 当	森林資源計画班																																								
事業年度	平成14～	事業主体	県、市町村	当初予算額	12,793 千円																																								
事業目的	森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、森林経営計画等による計画的かつ適切な森林整備の推進を図るため、集約化施策に意欲的に取り組む森林所有者等に対し、市町村との協定に基づき行う「森林経営計画作成促進」等の地域活動を支援する。			財 源	繰入金	8,521 千円																																							
				内 訳	一 般	4,272 千円																																							
実施内容	1 森林整備地域活動支援対策交付金			12,750千円 (◎8,500千円、◎4,250千円)																																									
	(1) 対象森林																																												
	①森林経営計画の作成促進																																												
	森林経営計画の対象とされていない森林、計画期間が終了した森林、最終年度となる計画地又は森林経営計画対象森林で計画を変更し間伐を実施する森林																																												
	②森林境界の明確化																																												
	地域森林計画の対象とする森林																																												
	③森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備																																												
	市町村長と「森林経営計画作成促進」「森林境界の明確化」の協定を締結した森林																																												
	(2) 対象行為及び交付金額																																												
	①森林経営計画の作成促進																																												
	ア 内 容 森林経営計画作成や森林経営計画期間内における間伐実施のための準備活動 (森林情報の収集活動、森林調査、説明会の開催等)																																												
	イ 交付額 8,000円/ha～52,000円/haを超えない額 (不在村者対応の有無で加算)																																												
	②森林境界の明確化																																												
	ア 内 容 境界が不明瞭な森林における境界確認、測量、情報整理、市町村への情報提供																																												
	イ 交付額 16,000円/ha～75,000円/haを超えない額 (ICT技術を活用して測量した場合に加算)																																												
	③森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備																																												
	ア 内 容 協定の対象森林内の作業路網及び対象森林までの作業路網の簡易な改良 (木製横断工、土留、洗い越し、砂利補充等)																																												
	イ 交付額 40,000円/haを超えない額																																												
	(3) 対 象 者 市町村及び市町村と協定を締結し森林施策の集約化に意欲的に取り組む森林組合、林業事業者、森林所有者 等																																												
	(4) 負担割合 国1/2、県1/4、市町村1/4																																												
	(5) 事業主体 市町村																																												
	(6) 令和4年度計画																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">令和4年度 交付森林面積 (ha)</th> <th rowspan="2">令和4年度 支払交付金総額 (計画) 千円</th> <th colspan="3">事 業 費 内 訳 (千円)</th> <th rowspan="2">市町村費</th> </tr> <tr> <th colspan="2">県 交 付 金</th> <th rowspan="2">国費(基金)</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>国費(基金)</th> <th>県費</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①計画作成 470 ha</td> <td>14,474</td> <td>10,856</td> <td>7,237</td> <td>3,618.5</td> <td>3,618.5</td> </tr> <tr> <td>②境界明確化 89 ha</td> <td>2,526</td> <td>1,895</td> <td>1,263</td> <td>631.5</td> <td>631.5</td> </tr> <tr> <td>③条件整備 0 ha</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計 559 ha</td> <td>17,000</td> <td>12,750</td> <td>8,500</td> <td>4,250</td> <td>4,250</td> </tr> </tbody> </table>						令和4年度 交付森林面積 (ha)	令和4年度 支払交付金総額 (計画) 千円	事 業 費 内 訳 (千円)			市町村費	県 交 付 金		国費(基金)			国費(基金)	県費			①計画作成 470 ha	14,474	10,856	7,237	3,618.5	3,618.5	②境界明確化 89 ha	2,526	1,895	1,263	631.5	631.5	③条件整備 0 ha	0	0	0	0	0	計 559 ha	17,000	12,750	8,500	4,250	4,250
令和4年度 交付森林面積 (ha)	令和4年度 支払交付金総額 (計画) 千円	事 業 費 内 訳 (千円)			市町村費																																								
		県 交 付 金		国費(基金)																																									
		国費(基金)	県費																																										
①計画作成 470 ha	14,474	10,856	7,237	3,618.5	3,618.5																																								
②境界明確化 89 ha	2,526	1,895	1,263	631.5	631.5																																								
③条件整備 0 ha	0	0	0	0	0																																								
計 559 ha	17,000	12,750	8,500	4,250	4,250																																								
	2 推進事務費																																												
	(1) 都道府県推進費			43千円 (◎21千円、◎22千円)																																									
	①事業内容 県が実施する説明会、交付申請の審査等、指導監督事務に要する経費																																												
	②事業主体 県																																												

事業名	森林整備地域活動支援基金造成事業		担 当	森林資源計画班																																																										
事業年度	平成14～	事業主体	県	当初予算額																																																										
				3千円																																																										
事業目的	森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、森林経営計画等による計画的かつ適切な森林整備（森林施業の集約化等）の推進を図る観点から、「森林経営計画作成促進」等の地域活動を支援するため、市町村が森林所有者等に交付金を交付する事業に助成する資金として基金を造成する。		財 源 内 訳	財 産																																																										
				3千円																																																										
実施内容	<p>1 事業内容</p> <p>(1) 資金の積立 国から交付される交付金の全額を資金として積み立てる。(H27から基金制度廃止)</p> <p>(2) 資金の管理・運用 ①県は、資金の管理・運用等を条例を定めて行う。 ②県における本資金の経理は、他の事業の経費と区分して行う。 ③県は、資金の運用により生じた運用益を資金に繰り入れる。 ④県は、計画に対して過大に基金を保有している場合は返還する。</p> <p>(3) 森林整備地域活動支援対策交付金の流れ</p> <p>The flowchart illustrates the process of fund creation and distribution. It starts with 'Fund Creation Project' (基金造成事業) on the left. An arrow points to a box for the national government (【国】) which provides 'Delivery Funds' (交付金). This flows to the prefecture (【県】) for 'Fund Creation' (基金造成). From there, it goes to 'Fund Accumulation' (基金積立) and then 'Fund Utilization' (基金運用). A large arrow points to the 'Delivery Fund Project' (交付金事業) on the right. This project is divided into 'Prefecture' (【県】) and 'Municipalities' (【市町村】). The prefecture's sources include 'Fund Transfer from National Government' (基金からの繰入金 (国) (上限50%)) and 'Prefecture Expenses' (県費 (上限25%)). The municipalities' sources include 'Delivery Funds from Prefecture' (県からの交付金 (上限75%)) and 'Municipal Expenses' (市町村費 (上限25%)). Finally, the funds are distributed to 'Forest Owners etc.' (【森林所有者等】) as 'Disbursement Funds' (支払交付金 (上限100%又は実績額)).</p>																																																													
	2 令和4年度基金造成額			3千円 (Ⓞ3千円)																																																										
	3 基金造成状況			(単位：円)																																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H29実績</th> <th>H30実績</th> <th>R1実績</th> <th>R2実績</th> <th>R3見込み</th> <th>R4計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前年度繰越額</td> <td>201,233,949</td> <td>168,994,920</td> <td>142,476,258</td> <td>133,716,773</td> <td>120,439,284</td> <td>110,430,327</td> </tr> <tr> <td>運用益</td> <td>40,137</td> <td>16,853</td> <td>14,365</td> <td>13,371</td> <td>12,043</td> <td>2,208</td> </tr> <tr> <td>その他(返還金等)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>488,100</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>国庫補助金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>基金総額 ①</td> <td>201,274,086</td> <td>169,011,773</td> <td>142,490,623</td> <td>134,218,244</td> <td>120,451,327</td> <td>110,432,535</td> </tr> <tr> <td>取崩額 ②</td> <td>32,279,166</td> <td>26,535,515</td> <td>8,773,850</td> <td>13,778,960</td> <td>10,021,000</td> <td>8,521,000</td> </tr> <tr> <td>年度末基金残高</td> <td>168,994,920</td> <td>142,476,258</td> <td>133,716,773</td> <td>120,439,284</td> <td>110,430,327</td> <td>101,911,535</td> </tr> </tbody> </table>						区分	H29実績	H30実績	R1実績	R2実績	R3見込み	R4計画	前年度繰越額	201,233,949	168,994,920	142,476,258	133,716,773	120,439,284	110,430,327	運用益	40,137	16,853	14,365	13,371	12,043	2,208	その他(返還金等)				488,100			国庫補助金							基金総額 ①	201,274,086	169,011,773	142,490,623	134,218,244	120,451,327	110,432,535	取崩額 ②	32,279,166	26,535,515	8,773,850	13,778,960	10,021,000	8,521,000	年度末基金残高	168,994,920	142,476,258	133,716,773	120,439,284	110,430,327	101,911,535
区分	H29実績	H30実績	R1実績	R2実績	R3見込み	R4計画																																																								
前年度繰越額	201,233,949	168,994,920	142,476,258	133,716,773	120,439,284	110,430,327																																																								
運用益	40,137	16,853	14,365	13,371	12,043	2,208																																																								
その他(返還金等)				488,100																																																										
国庫補助金																																																														
基金総額 ①	201,274,086	169,011,773	142,490,623	134,218,244	120,451,327	110,432,535																																																								
取崩額 ②	32,279,166	26,535,515	8,773,850	13,778,960	10,021,000	8,521,000																																																								
年度末基金残高	168,994,920	142,476,258	133,716,773	120,439,284	110,430,327	101,911,535																																																								
	4 県条例																																																													
	秋田県森林整備地域活動支援基金条例（平成14年7月9日秋田県条例第52号）																																																													

事業名	秋田県森林経営管理制度推進事業			担 当	森林資源計画班	
事業年度	令和元～	事業主体	県	当初予算額	30,763 千円	
事業目的	平成31年4月に施行された「森林経営管理法」に基づき、市町村が実施する森林整備等を円滑に推進するため、森林環境譲与税を活用し、支援員の配置や研修の開催等により市町村への支援等を行う。			財源内訳	繰入金	30,727 千円
					諸収入	36 千円
実施内容	1 市町村技術者等養成事業			1,774千円 (◎1,774千円)		
	地域林政アドバイザーの育成や、市町村職員等を対象に事務実務や技術の習得等のための研修を開催する。					
	(1) 地域林政アドバイザー研修					
	(2) 森林経営管理制度実務研修 (新規：登記関係業務研修、航空レーザ活用研修)					
実施内容	2 秋田県森林経営管理支援センター運営事業			15,605千円 (◎15,569千円、◎36千円)		
	市町村の制度推進を支援するため支援員を配置し、市町村の進捗状況等に応じた支援を実施する。					
	(1) 県内3箇所(県北、県央、県南)に支援員1名を配置し、市町村業務等の助言等を実施する。					
	(2) 林業研究研修センター内に支援員1名を配置し、研修の企画や実施等を行う。					
実施内容	3 普及啓発事業			13,384千円 (◎13,384千円)		
	市町村が森林整備の現地研修を行うフィールドを管理するほか、UAV(無人航空機)等を活用した実証実験を複数年度で実施する。					
	(1) モデル林の管理					
	(2) 簡易な森林調査の実証実験(UAVを活用)					

事業名	森林情報利活用ステップアップ事業			担 当	森林資源計画班	
事業年度	平成29～	事業主体	県	当初予算額	133,697 千円	
事業目的	森林環境譲与税を活用した市町村の森林整備等を支援するため、森林情報を一元管理する森林GISによる精度の高い森林資源データの効率的かつ継続的な利活用及び精度向上により、市町村における環境譲与税事業の円滑な運用を推進する。			財源内訳	繰入金	37,691 千円
					諸収入	96,006 千円
実施内容	1 森林GIS高度化事業			13,697千円 (◎13,691千円、◎6千円)		
	森林情報の効率的な連携や精度向上を実現する森林GISの機能を充実させるとともに、高度化した森林GISの利活用を継続して推進し、市町村における円滑な森林環境譲与税事業の実施を支援する。					
	(1) 森林GIS機能の充実 森林GISに森林経営管理制度等の推進に必要な情報を整備する機能等を搭載					
	(2) 高度化した森林GIS利活用の推進 ①森林情報データ管理等の運用管理、ヘルプデスク設置 ②市町村等がノウハウを取得するためのシステム利活用研修					
実施内容	(3) 森林資源情報の整備 森林GISのデータの更新作業と情報収集を行う会計年度任用職員の雇用					
	2 森林情報デジタル化推進事業			120,000千円 (◎24,000千円、◎96,000千円)		
	森林経営管理制度等の森林整備を推進するため、先端技術を活用し、森林資源や境界など森林情報のデジタル化を図る。					
	(1) 事業内容 航空レーザ計測及びデータ解析により森林の基盤情報のデジタル化を図り、市町村と共有する。					
実施内容	(2) 負担割合 県20%、市町村80%					
	(3) 第1期全体計画 ①対象市町村 8市町村(大館市、上小阿仁村、男鹿市、井川町、由利本荘市、横手市、羽後町、東成瀬村) ②事業期間 令和2～6年度(第1期計画) ③対象面積 1,700.40km <sup>2</sup> (航空レーザ計測されていない民有林)					
	(4) 令和4年度計画 ①対象市町村 5市町村(上小阿仁村、男鹿市、井川町、横手市、東成瀬村) ②計画面積 360.68km <sup>2</sup>					

事業名	治山事業（公共事業）／（補助金）			担 当	治山・林道班	
事業年度	昭和35～	事業主体	県	当初予算額	1,934,212 千円	
事業目的	山地に起因する災害を防止するため、荒廃山地の復旧、地すべり防止対策、防災林の造成、水源地地域等の整備を実施する。			財源内訳	国 庫	914,700 千円
					県 債	917,300 千円
					一 般	102,212 千円
実施内容	1 事業内容					
	(1) 復旧治山事業 207,500千円 山腹崩壊地、はげ山、浸食地、不安定土砂が異常に堆積している溪流などの荒廃山地を復旧整備するため、治山施設（ダム工、土留工など）の新設と併せて実施する既存施設の嵩上げ・増厚・流木捕捉機能を付け加える工事等を行う。					
	(2) 緊急総合治山事業 41,000千円 事業内容は復旧治山事業と同じ。					
	(3) 緊急予防治山事業 103,000千円 事業内容は復旧治山事業と同じ。					
	(4) 山地災害重点地域総合対策事業 71,000千円 ①山地災害重点地域調査（崩壊地、溪流荒廃地又は崩壊のおそれのある箇所）の分析・調査） ②重点地域総合治山対策（荒廃山地の復旧整備や荒廃危険山地の崩壊等の予防に係る保安施設事業）					
	(5) 緊急機能強化・老朽化対策事業 149,000千円 既存の治山施設を有効に活用して、山地災害を未然に防止し、生活環境基盤の整備に資するために機能強化対策及び老朽化対策を行う。					
	(6) 地すべり防止事業 629,640千円 地すべり斜面の荷重を減じ滑動力を減殺するための排水工、地すべりを誘発する地下水を排除するための地下水排除工、杭の抵抗力によって地すべりを防止するための杭打工、堆砂により地すべり先端部の崩壊を抑制し地すべりを防止するための治山ダム工等を実施する。					
	(7) 防災林造成事業 509,500千円 海岸からの飛砂を止め、堆積させて砂丘を造成するための堆砂工、植生を保護するための防風工、波浪・潮流等の海岸浸食から森林を保護するための防潮護岸工、森林造成のための植栽工を実施するほか、なだれを阻止するための階段工・柵工、雪を分散させるための土木工、森林によりなだれを防止するための植栽工等を実施する。					
	(8) 保安林緊急改良事業 63,000千円 既往の治山工事施工地であって、森林所有者等の責に帰しえない原因のために現況が著しく悪化し、施設の目的が果たしえない箇所や工事施工地以外の保安林で、マツクイムシ被害などで現況が著しく悪化するおそれのある森林など、森林所有者等の責に帰しえない原因により破壊された箇所において、編柵工、排水工など簡易施設を組み合わせて植栽を行い、林況を復旧する。					
	(9) 奥地保安林保全緊急対策事業 103,500 千円 奥地水源地域等の荒廃地や荒廃森林において、針広混交林等への再生のための森林整備と簡易かつ効果的な治山施設の整備を一体的に実施する。					
(10) 保育事業 19,140 千円 事業対象年齢は、次のいずれかに該当するもの。 ①Ⅷ年齢以下の林分（防災林造成事業施行地にあつてはⅨ年齢以下）。 ②気象、標高、傾斜、土壌等の自然条件等から機能が低い保安林であつて、保安林の機能維持に対する要請が高く継続して保育を実施する必要がある場合はⅩⅡ年齢以下の林分（防災造成施行地はⅩⅢ年齢以下）。						
2 事業箇所						
1 (1) 鹿角市十和田瀬田石字上石野地区ほか5箇所						
1 (2) 横手市増田町狙半内字山神沢						
1 (3) 鹿角市花輪字ヌクラコほか2箇所						
1 (4) 横手市大森町八沢木字塚須沢ほか1箇所						
1 (5) 山本郡藤里町藤琴字大高石ほか3箇所						
1 (6) 鹿角郡小坂町上向字上鵜沢ほか4箇所						
1 (7) 能代市浅内字上西山地区ほか3箇所						
1 (8) 男鹿市野石字五明光ほか2箇所						
1 (9) 鹿角市八幡平字小割沢ほか1箇所						
1 (10) 鹿角市八幡平字作沢ノ沢ほか4箇所						

### 3 補助率

- 1 (1)～(5)、(9) 通常(国1/2、県1/2)、火山地域(国5.5/10、県4.5/10)  
1 (6)～(8) 国1/2、県1/2  
1 (10) 国1/3、県2/3

### 4 採択基準

#### (1) 復旧治山事業

山地において天然現象等によって発生した崩壊地、荒廃溪流、はげ山及び地隙(地表が割れてきたすきま)で、荒廃の拡大又は土砂、流木等の流出により、現に下流に被害を与え、又は被害を与えるおそれがある、流域保全上重要なもの、活断層周辺や沿岸部の山地における崩壊地で地震・津波により著しい被害を与えるおそれの及び公共の利害に密接な関係を有し、地域住民の生活の安定を図っていく上で必要なもので、次の①から③のいずれかに該当するもの(里山等保安林機能強化対策として行う場合の採択基準は④⑤)。

※事業費要件 1 施工箇所の事業費：全体計画7,000万円以上(8,000万円以上)

① 1級河川上流、② 2級河川上流、③ その他の河川又は地区で次の各号のいずれかに該当するもの

- ア 市街地又は集落(人家10戸以上)の保護
- イ 主要公共施設の保護
- ウ 農地、ため池、用排水施設、漁場等の保護
- エ 津波等が発生した場合の避難経路等の保護

④ 崩壊地の整備等に必要な治山施設の効果区域内にある保安林中、過密化し、表土が流出する等水土保持機能が著しく低下し、表土の流出による崩壊若しくは、土砂、流木等の流出が発生させ若しくは発生させる恐れがある場合

⑤ 市街地又は集落(人家等10戸以上)を保護するもの(人家が5戸以上10戸未満であって、当該地区における公共施設を含め考慮し、それが人家等10戸以上の集落に該当すると認められるものを含む)

#### (2) 緊急総合治山事業

災害関連緊急治山事業を実施した地区及びその周辺地区並びに国有林野内直轄治山災害関連緊急事業を実施した地区の周辺地区において、同事業に引き続いて実施するもの。ただし、当該災害関連緊急治山事業を災関実施要領第3の1の(1)の採択基準により実施した場合は、同要領第3の1の(2)の採択基準に該当するものに限り、当該国有林野内直轄治山災害関連緊急事業を直轄治山等災害関連緊急事業実施要領第3の3の(1)の採択基準により実施した場合は、同要領第3の3の(2)の採択基準に該当するものに限る。

※事業費要件 1 施工箇所の年度事業費：山腹800万円以上、溪流1,500万円以上

#### (3) 緊急予防治山事業

地域における減災に関する取組と併せて行う水源の涵養及び山地災害の防止のために緊急的に行う荒廃危険山地の崩壊等の予防を行うもの。また、山地災害危険地区に指定されており(ただし、山地災害危険地区の危険度判定において、山腹崩壊危険度等が「a1」評価であって、かつ、保全対象の被災危険度が「a2」評価であるものに限る。)、かつ、山地災害危険地区に関する情報が地域住民に周知されているもの。

※事業費要件 1 施工箇所の年度事業費：山腹800万円以上、溪流1,500万円以上

#### (4) 山地災害重点地域総合対策事業

山地災害危険地区に指定されており(崩壊等の予防のみを実施する場合は、山地災害危険地区の危険度判定で「A」と判定されたものに限る)、かつ、山地災害危険地区に関する情報が地域住民に周知されているものであって、次の①から③までのいずれかに該当するもの。

① 1級河川上流、② 2級河川上流、③ その他の河川又は地区で、次の各号のいずれかに該当するもの

- ア 市街地又は集落(人家10戸以上)の保護
- イ 主要公共施設の保護
- ウ 農地、ため池、用排水施設、漁場等の保護
- エ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の一連の避難経路等の保護

※事業費要件等

ア 全体計画 2億円以上

イ 山地災害重点地域調査は、流域等を単位として原則おおむね100km<sup>2</sup>程度で実施。

ウ 「山地災害危険地区の密集地」とは、森林面積が100km<sup>2</sup>当たりの山地災害危険地区数(地すべり危険地区を除く)が70地区以上の地域(山地災害危険地区の危険度判定A～C全ての地区が対象)

(5) 緊急機能強化・老朽化対策事業

次の①及び②の条件を満たすものとする。ただし、老朽化対策のみを実施する場合にあっては、①及び③の条件を満たすものとする。

①山地災害危険地区に指定されており、山地災害危険地区の危険度評価において、山腹崩壊危険度等が「a1」評価であって、かつ、保全対象の被災危険度「a2」評価又は地域防災計画等の警戒避難体制の整備に関する計画において避難経路等に指摘されている道路（道路法上の道路並びに林道及び農道をいう。）に被害を及ぼすおそれのあるもの

②全体計画の工事規模が3,000万円以上のもの（山地災害危険地区に関する情報が地域住民に周知されており、同等の機能を有する治山施設の新設に係るコスト比較を行うものに限る）

③年度計画の工事規模が200万円以上のもの

(6) 地すべり防止事業

地すべり防止区域内の地すべりで、現に下流に被害を与え又は与えるおそれがあり、流域保全上重要なもの及び公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置し難いもので、次の各号のいずれかに該当するもの。

①1級河川上流、②2級河川上流、③その他の河川又は地区で、次の各号のいずれかに該当するもの

ア 市街地又は集落（人家10戸以上）の保護

イ 主要公共施設の保護

ウ 農地、ため池、用排水施設等の保護

エ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の避難経路等の保護

※事業費要件 1 施行地の箇所の事業費 全体計画 1 億円以上

(7) 防災林造成事業

風倒木、山火事、強風、高潮・津波、風浪、なだれ等により機能が失われた森林泥流等の発生時に緩衝帯としての機能の発揮が期待される森林で、土砂の流出等により下流や背後地に被害を与えるおそれがあり、公共の利害に密接な関係があり、地域住民の生活の安定を図っていく上で必要な雪崩防止林、土砂流出防止林、海岸防災、防風林であって、次のいずれかに該当する場合は事業対象となる。

①市街地又は集落（人家10戸以上）の保護

②主要公共施設の保護

③農地（海岸防災林の造成にあっては、林帯延長100mにつき後方2ha以上、防風林の造成にあっては造成面積の10倍以上）、ため池、用排水路等の保護

④災害が発生し、又は発生するおそれがある場所の避難経路等の保護

※事業費要件 次のいずれかに該当する場合

ア 1 施工箇所の年度事業費500万円以上（単独で海岸防災林の機能強化を図る場合にあっては、1,000万円以上）

イ 海岸防災林の整備が当該都道府県又は市町村における津波対策に係る整備計画等を踏まえ、概ね5年程度の施設整備計画に基づき造成・整備を一体的に実施する場合は、全体計画3,000万円以上

(8) 保安林緊急改良事業

対象箇所は、次のいずれかに該当するもの。

①市街地又は集落（人家10戸以上）の保護

②主要公共施設の保護

③農地、ため池、用排水施設の保護

※事業費要件 1 施行箇所の年度事業費400万円以上

(9) 奥地保安林保全緊急対策事業

次の全ての要件を満たすもの。

①1級河川又は2級河川上流に位置し、かつ事業対象地域の保安林面積がおおむね50ha以上の地域で実施するもの

②年度計画の工事規模が800万円以上のもの

(10) 保育事業 19,140 千円

対象箇所は、次のいずれかに該当するもの。

①既往の治山施工地であって、保育を必要とする箇所

②水源地域整備事業の対象地域に存する機能が低位な保安林であって、水源地域整備事業の実施と関連して一体的な保育を必要とする箇所

③治山施設の効果区域内に存する機能が低位な保安林であって、既存の治山施設と一体的な保育を必要とする箇所。

④水源かん養機能や土砂流出防止機能が低下した特定保安林であって、表土の流出による濁水・崩壊を発生させるおそれがあり、次の全ての条件を満たすもの

i 特定保安林の対象面積がおおむね50ha以上のもの

ii 治山事業による保育を必要とする面積がおおむね5ha以上のもの

※事業費要件 1 施行箇所の年度事業費50万円以上

事業名	治山事業（公共事業）／（交付金）	担 当	治山・林道班	
事業年度	昭和46～	事業主体	県	
		当初予算額	1,412,594 千円	
事業目的	山地に起因する災害を防止するため、荒廃山地の崩壊等を予防並びに漁場環境の保全に資する治山施設の整備等を実施する。	財源内訳	国庫	670,800 千円
			県債	667,500 千円
			一般	74,294 千円
実施内容	1 予防治山事業 1,074,500千円 事業内容は復旧治山事業と同じ。 (1) 事業箇所 鹿角市八幡平字白欠ほか29箇所 (2) 補助率 通常（国1／2、県1／2）、火山地域（国5.5／10、県4.5／10） (3) 採択基準 次のいずれかに該当するもの。 ① 1級河川上流 ② 2級河川上流 ③ その他河川又は地区で次のいずれかに該当するもの（集落等の保護に関するものについては、山地災害危険地区に関する情報が地域住民に周知されている場合に限る） ア 市街地又は集落（人家10戸以上）の保護 イ 主要公共施設の保護 ウ 農地、ため池、用排水施設、漁場等の保護 (4) 事業費要件（1 施行箇所の年度事業費） ※（）は里山等保安林機能強化対策として行う場合の事業費 ① 山腹 800万円以上（1,000万円以上） ② 溪流1,500万円以上（1,700万円以上） ③ のり枠工等の既存施設がある区域において、津波避難施設の整備に限って実施する場合は200万円以上 ④ 山地災害危険地区等の調査 200万円以上			
	2 機能強化・老朽化対策事業 245,682 千円 既存の治山施設を有効活用して、山地災害を未然に防止し、生活環境基盤の整備に資するために行う機能強化対策及び老朽化対策。 (1) 事業箇所 能代市二ツ井町切石字切石ほか8箇所 (2) 補助率 通常（国1／2、県1／2）、火山地域（国5.5／10、県4.5／10） (3) 採択基準 ① 山地災害危険地区が存在地域において、既存の治山施設が存する地区で人家10戸以上の集落等（5戸以上10戸未満であって、当該地域に存する公共施設を含め考慮し、それが人家10戸以上に相当するものと認められるものを含む）に直接被害を与えるおそれがある箇所。（各号は復旧治山事業に同じ。） ② 全体計画が3千万円以上のもの（山地災害危険地区に関する情報が地域住民に周知されており、同等の機能を有する治山施設の新設に係るコスト比較を行うものに限る）			

事業名	災害関連緊急治山事業			担 当	治山・林道班	
事業年度	昭和58～	事業主体	県	当初予算額	144,000 千円	
事業目的	災害により新たに発生し、又は拡大した荒廃山地、なだれ発生地、地すべり地について、当該発生年に緊急に復旧整備を行い、災害の拡大や再発生の防止を図る。			財源内訳	国庫	88,000 千円
					県債	50,400 千円
					一般	5,600 千円
実施内容	<p>1 事業規模 1箇所の復旧事業費が600万円以上のもの。</p> <p>2 負担区分 国2／3、県1／3</p> <p>3 採択基準</p> <p>(1) 災害関連緊急治山事業 次の各号の一に該当するもの。</p> <p>①重要な災害復旧工事の遂行に特に先行して施工する必要のあるもの。</p> <p>②公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置し難いもので、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>ア 鉄道、高速自動車道国道、一般国道、都道府県道、市町村道のうち、指定市道及び迂回路のないもの。</p> <p>イ 利用区域面積500ha以上の林道及びその他公共施設のうち重要なものに被害を与えると認められるもの。</p> <p>ウ 官公署、学校、病院等の公共建物又は鉱工業施設のうち重要なものに被害を与えると認められるもの。</p> <p>エ 農地、農道、ため池又は用排水施設のいずれかに直接被害を与えると認められるもの。</p> <p>オ 人家10戸以上に被害を与えると認められるもの。</p> <p>(2) 災害関連緊急地すべり防止事業 次の各号の一に該当するもの。</p> <p>①(1)①に同じ。</p> <p>②公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置し難いもので、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>ア 多量の崩土が溪流又は河川に流入し、下流の1級河川又は2級河川に被害を与えると認められるもの。</p> <p>イ (1)②に同じ。</p>					

事業名	林地荒廃防止施設災害関連事業			担 当	治山・林道班	
事業年度	昭和58～	事業主体	県	当初予算額	40,000 千円	
事業目的	林地荒廃防止施設災害復旧事業と併合実施し、災害防止を図る。			財源内訳	国庫	19,038 千円
					県債	18,800 千円
					一般	2,162 千円
実施内容	<p>災害復旧事業と併せて、当該被災施設及びこれに接続する部分の嵩上げ、又は拡大、施設の新設、残存施設の改築又は補強、一定の計画により施設を改良して施行する。</p> <p>1 負担区分 国1／2、県1／2</p> <p>2 採択基準</p> <p>(1) 林地荒廃防止施設災害復旧事業の施行のみでは、再度災害防止に十分な効果が期待できないと認められる場合。</p> <p>(2) 1箇所の事業費が800万円以上のもの。</p>					

事業名	林地荒廃防止施設災害復旧事業			担当	治山・林道班	
事業年度	昭和35～	事業主体	県	当初予算額	80,000 千円	
事業目的	降雨、洪水、暴風、高潮、地震、地すべり、その他異常な天然現象により被災した治山施設を復旧し、同施設の機能回復を図る。			財源	国庫	51,288 千円
				内訳	県債	28,700 千円
					一般	12 千円
実施内容	<p>異常な天然現象により被災した既存治山施設について補強や根固め等により従前の機能に復旧する。</p> <p>1 負担区分 国2/3、県1/3(起債充当率：現年災100%、過年災90%)</p> <p>2 採択基準 次の各号の全てを満たすもの。  (1) 林地荒廃防止施設については保安林又は保安林施設地区として、地すべり防止施設については地すべり防止区域として都道府県知事が維持管理している施設。  (2) 次のいずれかの異常な天然現象により被災したもの。  ①河川の出水による災害は、被災施設の所在箇所の水位が警戒水位以上の出水により生じた災害  ②最大24時間雨量が80mm以上の降雨により生じた災害  ③最大風速15m以上の風により生じた災害  ④暴風若しくはその余波による異常な高潮若しくは波浪又は津波による災害にあつては、被災の程度が大きいもの  ⑤地すべりにより発生した地すべり防止施設の災害にあつては、地すべりが発生した区域のうち、被災前の地すべり防止施設により一定のブロックが概成しているもの  (3) 1箇所の災害復旧工事費が120万円以上のもの。</p>					

事業名	県単治山施設災害復旧事業			担当	治山・林道班	
事業年度	昭和35～	事業主体	県	当初予算額	7,000 千円	
事業目的	異常な天然現象により被災した治山施設のうち、国庫補助の対象とならないものを復旧する。			財源	県債	4,500 千円
				内訳	一般	2,500 千円
実施内容	1 県単治山施設災害復旧事業			4,500千円 (◎4,500千円)		
	<p>事業内容は林地荒廃防止施設災害復旧事業と同じ。</p> <p>(1) 負担区分 県10/10</p> <p>(2) 採択基準 ①「林地荒廃防止施設災害復旧事業」の採択基準(1)及び(2)に同じ。  ②1箇所の災害復旧事業費が120万円未満のもの。</p>					
実施内容	2 治山施設災害復旧調査			2,500千円 (◎2,500千円)		
	治山施設の災害査定設計のための調査に要する経費					

事業名	県単治山事業			担当	治山・林道班	
事業年度	昭和35～	事業主体	県、市町村	当初予算額	116,981 千円	
事業目的	国庫補助の対象とならない小規模崩壊地の復旧、予防及び治山施設の維持管理を行うとともに、治山事業の前提となる地すべり防止区域を指定し、山地災害への適正な対処により、県民が安心して暮らせる環境を守る。			財源	県債	110,300 千円
				内訳	一般	6,681 千円
実施内容	1 県単一般治山事業			66,456千円 (◎59,800千円、◎6,656千円)		
	<p>事業内容は復旧治山事業と同じ。</p> <p>(1) 負担区分 県10/10</p> <p>(2) 採択基準 ①天然現象に起因する災害によって、山地の崩壊等が発生している箇所及び崩壊等が発生するおそれのある箇所での復旧整備が必要なもの。  ②県の施設を保全するもの。</p>					
実施内容	2 県単局所防災事業			50,525千円 (◎50,500千円、◎25千円)		
	天然現象による林地の崩壊により、現に人家に被害を与えている場合及び崩壊を放置すると人家等に直接被害を与えることが確実と認められた場合に、林地の保全上必要な施設の設置に要する経費の一部を補助する。					
	<p>(1) 事業主体 市町村</p> <p>(2) 負担区分 県8/10、市町村2/10</p> <p>(3) 採択基準 人家を保全するもの。又は、市町村の公共施設等を保全するもの。</p>					

事業名	林道事業（公共事業）【流域育成林整備事業・林道改良事業】			担当	治山・林道班	
事業年度	昭和21～	事業主体	県、市町村	当初予算額	195,381千円	
事業目的	育成林資源の一体的かつ効率的な整備を促進するために必要な林道の新設及び対応できなくなった既設林道について、構造の一部を改良する。			財源	国庫	175,878千円
					一般	19,503千円
実施内容	森林整備に直結する林内路網を形成する上で、恒久的施設として整備すべき林道を新設・改築する。					
	1 実施状況					
	(1) R3年度実績見込み 市町村営14路線、256,962千円					
	(2) R4年度計画 市町村営14路線、195,381千円					
	2 負担区分 ※印はR4実施事業					
	事業名	実施主体	実施区分	国	県	地元
	流域育成林整備※ (新設、改築)	県	過疎・振山	5.0/10	2.5/10	2.5/10
			その他	4.5/10	3.0/10	2.5/10
		市町村	過疎・振山	5.0/10	0.5/10	4.5/10
その他			4.5/10	0.5/10	5.0/10	
林道改良※	市町村	幹線	5.0/10	0.5/10	4.5/10	
		その他	3.0/10	0.5/10	6.5/10	
林道改良(舗装含む) (山村強靱化)※	市町村	公道に2箇所以上接続	5.0/10	0.5/10	4.5/10	
		上記以外	3.0/10	0.5/10	6.5/10	
林道改良(PCB処理)	市町村	—	5.0/10	0.5/10	4.5/10	
林道改良(点検診断)※	市町村	—	5.0/10	0.5/10	4.5/10	
林道改良(舗装)	市町村	幹線	5.0/10	0.5/10	4.5/10	
		その他	10/30	1.5/30	18.5/30	
3 採択基準						
(1) 新設						
①利用区域の森林面積が50ha以上（過疎、特定市町村、準特定市町村、水土保持は30ha以上）						
②林業効果指数0.9以上						
③全体計画延長0.8km以上（利用区域面積が50ha以上の場合は1km以上）						
④着工後10年以内に、利用区域内森林面積に対し、延べ面積で10%以上に相当する森林において森林整備が実施されることが確実と見込まれること。						
(2) 改築 開設後5年以上経過していること。						
(3) 林道改良（舗装含む）						
①幹線						
ア 利用区域の森林面積が500ha以上（過疎、振山200ha以上）						
イ 林業効果指数1.2以上						
②その他						
ア 利用区域の森林面積が50ha以上（過疎及び旧過疎30ha以上）						
イ 林業効果指数0.9以上						
③工事規模						
ア 改良：1箇所の事業費900万円以上						
イ 改良(山村強靱化)：のり面保全、局部改良は1箇所の事業費200万円以上、左記以外は900万円以上						
ウ 改良(点検診断)：要件無し						
エ 舗装(山村強靱化以外)：総事業費2,400万円以上						
オ 舗装(山村強靱化)：総事業費3,000万円以上						

事業名	林道事業（公共事業）【高能率生産団地路網整備事業（林業専用道）】		担当	治山・林道班	
事業年度	平成6～	事業主体	県	当初予算額	632,398 千円
事業目的	本県が目指す「木材供給基地づくり」を実現するため、高能率生産団地を設置し、路網の整備、林業生産の機械化、施業の集団化など新たな効率的林業生産システムを確立することにより、労働生産性の向上と原木の安定供給を促進し、山村・林業の活性化と木材産業の振興を図る。		財源内訳	分担金	98,526 千円
				国庫	295,580 千円
				県債	214,400 千円
				一般	23,892 千円
実施内容	<p>スギ人工林資源が成熟した団地を設定し、生産ロットの拡大、機械化により林業生産コストの低減と原木の安定供給を図るために高性能林業機械が稼働できる基盤施設として、林業専用道（W=3.6m）を開設する。</p> <p>1 実施状況  (1) R3年度実績 12路線、436,100千円  (2) R4年度計画 23路線、632,398千円</p> <p>2 負担区分  (1) 過疎・振山 国（3/6）、県（2/6）、市町村（1/6）  (2) その他 国（27/60）、県（23/60）、市町村（10/60）</p> <p>3 採択基準  (1) 団地要件  ①森林面積が概ね100ha以上  ②団地内のスギ人工林蓄積の5割以上が標準伐期齢級以上  ③市町村森林整備計画の施業の重点実施地区、または将来重点的实施地区になり得る地区  ④単独所有林制限：個人有林50%未満、市町村・財産区有林25%未満  (2) 林業専用道の要件  ①利用区域面積：10ha以上、路線延長：200m以上、林業効果指数：0.9以上  ②接続道路は、林業専用道と同等以上の規格構造を有するものであること。</p>				

事業名	林道事業（公共事業）【森林資源循環利用林道整備事業】		担当	治山・林道班	
事業年度	平成29～	事業主体	県、市町村	当初予算額	117,813 千円
事業目的	人工林資源が充実し、原木の供給先となる合板、製材工場等の集荷圏にある区域内において、原木の低コスト化と安定供給を図るため、路網ネットワーク形成に必要な幹線となる林道の整備を実施する。		財源内訳	分担金	11,364 千円
				国費	56,820 千円
				県債	44,600 千円
				一般	5,029 千円
実施内容	<p>人工林資源が充実し、原木の供給先となる合板、製材工場等の集荷圏内で生産基盤強化区域を設定し、幹線として整備すべき恒久的施設の林業生産基盤整備道（林道）を新設する。</p> <p>1 実施状況  (1) R3年度実績 1路線、106,121千円  (2) R4年度計画 1路線、117,813千円</p> <p>2 負担区分  流域育成林整備事業と同様</p> <p>3 採択要件  (1) 生産基盤強化区域の要件  ①合理的な森林施業を行うことの出来る一定のまとまりを持った範囲とし、100ha以上を目安とした区域。  ②原木の供給先となる合板・製材工場等の集荷圏にあること。  ③区域内の人工林蓄積の半数以上が標準伐期齢以上となっていること。  ④起点及び終点が公道や公道に接続する林道に接続していること。  (2) 路線の採択要件  路線規模に応じて流域育成林整備事業の要件を具備していること。</p>				

事業名	林道施設災害復旧事業			担 当	治山・林道班	
事業年度	昭和25～	事業主体	市町村	当初予算額	166,000 千円	
事業目的	豪雨、暴風、洪水、高潮、地震、地すべりその他異常な天然現象により、林道が被災したものに対する復旧工事を行う。			財 源	国 庫	163,000 千円
				内 訳	一 般	3,000 千円
実施内容	1 採択基準 暴風雨など異常な天然現象により生じた災害					
	①最大日雨量 80mm/日以上 ②最大風速 15m/秒以上 ③利用区域 面積30ha以上、蓄積1,390m <sup>3</sup> 以上 ④既設規模 延長500m以上、幅員1.8m以上					
	2 負担区分					
	実施主体	区 分	国	県	地元	
	市町村	奥 地	6.5/10以上	—	3.5/10	
		その他	5.0/10以上	—	5.0/10	
	3 令和3年査定額（令和3年災）					
	区 分	路線数	箇所数	事業費	補助対象額	
	奥 地	2	4	47,525 千円	46,134 千円	
	その他	5	9	85,528 千円	83,028 千円	
	計	7	13	133,053 千円	129,162 千円	

事業名	秋田スギ生産基盤づくり事業			担 当	治山・林道班	
事業年度	令和2～4	事業主体	県・市町村	当初予算額	101,350 千円	
事業目的	林業生産性の向上と原木の安定供給を図るため、スギ人工林の成熟度が高く関係者の意欲の高い地域に設定した「高能率生産団地」において、林内路網を整備する。			財 源	国 庫	79,250 千円
				内 訳	一 般	22,100 千円
実施内容	1 路網整備事業 73,850千円（◎54,250千円、⊖19,600千円） 丸太の搬出作業に直結する10t程度のトラックが走行できる規格の「林業専用道（規格相当）」を開設する。					
	(1) 事業箇所 生手沢線（鹿角市）ほか1路線 (2) 開設延長 2,170m (3) 幅 員 3.6m (4) 採択基準					
	①県独自要件 「高能率生産団地」の認定を受けた地区で実施する路線であること。 《団地要件》 ア 森林面積が概ね100ha以上 イ 団地内のスギ人工林蓄積の5割以上が標準伐期齢級以上 ウ 市町村森林整備計画の施業の重点実施地区、または将来重点的实施地区になり得る地区 エ 単独所有林制限：個人有林50%未満、市町村・財産区有林25%未満 ②国要件 ア 利用区域面積：10ha以上、路線延長：200m以上 イ 接続道路は、林業専用道（規格相当）と同等以上の規格構造を有するものであること。 (5) 事業主体 県 (6) 負担区分 【国】 路線毎の平均横断地山勾配に応じた定額補助 15度未満 上限助成額 23千円/m 15度以上25度未満 上限助成額 25千円/m 25度以上 上限助成額 27千円/m 【県】 国の上限超過分（最大14千円/m）（ただし上限事業費を37千円/mとする。）					

2 路網整備事業

27,500千円（◎25,000千円、○2,500千円）

丸太の搬出作業に直結する、10 t 程度のトラックが走行できる規格を持つ「林業専用道（規格相当）」を開設する。

(1) 事業箇所 関ノ沢線（北秋田市）

(2) 開設延長 1,000m

(3) 幅員 3.6m

(4) 採択基準

①県独自要件

ア 「高能率生産団地」外で実施する路線であること

イ 「高能率生産団地」要件のうち、面積要件、蓄積要件を満たす地区であること

ウ 集約化施業による間伐、再造林等の実施が見込まれる地区であること

エ 市町村森林整備計画の施業の重点実施地区、または将来重点的実施地区になり得る地区であること

②国要件

ア 利用区域面積：10ha以上、路線延長：200m以上

イ 接続道路は、林業専用道（規格相当）と同等以上の規格構造を有するものであること。

(5) 事業主体 市町村

(6) 負担区分 【国】 路線毎の平均横断地山勾配に応じた定額補助

15度未満 上限助成額 23千円/m

15度以上25度未満 上限助成額 25千円/m

25度以上 上限助成額 27千円/m

【県】 上限助成額 2.5千円/m

【市町村】 国及び県の上限助成額を超えた事業費

事業名	県単基幹作業道改築事業		担当	治山・林道班	
事業年度	令和4～6	事業主体	県	当初予算額	10,500千円
事業目的	今後のスギ原木需要の増大に対応するため、既存路網の活用により早急に原木の供給力の向上を図る。		財源内訳	一般	10,500千円
実施内容	過去に「高能率生産団地」内に開設した簡易な道路（基幹作業道：4 t積程度の運搬車両が低速度で通行）を林業専用道（10 t積トラックが時速15kmで通行）へ格上げするため、必要となる改築内容や区間、概算事業費等について、路線毎に調査する。 1 調査対象路線 米代川流域内34路線（能代市梅内線ほか33路線） 2 調査対象延長 174km 3 採択要件（県独自基準） 第Ⅰ期高能率生産団地（H6～23）において県単独事業で開設した基幹作業道であること。				

事業名	森林病虫害等防除対策事業		担当	森林管理班	
事業年度	昭和57～	事業主体	県、市町村	当初予算額	256,719千円
事業目的	公益性の高い海岸林や森林公園等の重要な松林やナラ林において、松くい虫やナラ枯れの被害拡大を防止する。		財源内訳	国庫	186,219千円
		繰入金		1,533千円	
		一般		68,967千円	
実施内容	1 松くい虫防除対策事業 119,657千円（◎64,324千円、○55,333千円） 松くい虫被害のまん延区域の拡大を防止するため、予防措置と駆除を併用した防除を行う。 (1) 県直営事業 ①事業内容 ア 伐倒駆除（被害木を伐倒・破砕：特別伐倒駆除） 秋田市ほか2市 イ 薬剤散布（殺虫剤による予防：地上散布、無人ヘリ散布） 秋田市ほか3市 ウ 防除指導（防除の計画・技術指導等に係る会議開催、旅費、需用費等） ②補助率 国1/2、県1/2				

(2) 補助事業

①事業内容

- ア 伐倒駆除（被害木を伐倒・破砕又はくん蒸：特別伐倒駆除、伐倒駆除） 大館市ほか2市町
- イ 薬剤散布（地上散布、無人ヘリ散布及び有人ヘリ散布） 秋田市ほか9市町
- ウ 樹幹注入（殺線虫剤による予防） 秋田市ほか6市町

②事業主体 市町村

③補助率 3/4以内（国1/2、県1/4）

2 松くい虫防除対策事業

11,281千円（◎1,533千円、○9,748千円）

松くい虫被害のまん延区域の拡大を防止するため、被害木調査等を行う。

- (1) 県営林における被害木毎木調査
- (2) 抵抗性マツの品種開発（林業研究研修センター）
- (3) 事務費等

3 松くい虫被害先端地域特別対策事業

114,174千円（◎114,174千円）

未被害地への侵入及びまん延区域の拡大を防ぐため、国の委託を受けて重点防除を実施する。

- (1) 伐倒駆除（被害木を伐倒・破砕：特別伐倒駆除） 能代市ほか4市町
- (2) 薬剤散布（殺虫剤による予防：地上散布、無人ヘリ散布） 能代市ほか4市町
- (3) 防除指導等

4 ナラ枯れ予防対策事業

11,607千円（◎7,721千円、○3,886千円）

ナラ枯れ被害の拡大を防止するため、守るべきナラ林において駆除及び予防措置を行う。

- (1) 県直営事業（防除指導）
  - ①補助率 国1/2、県1/2
- (2) 補助事業
  - ①事業内容
    - ア 被害木駆除（くん蒸）：由利本荘市ほか5市町
    - イ 樹幹注入（殺菌剤による予防）：秋田市ほか6市町村
  - ②事業主体 市町村
  - ③補助率 3/4以内（国1/2、県1/4）

事業名	守れ、活かせナラ林若返り促進事業		担 当	森林管理班
事業年度	令和2～4	事業主体	森林組合等	当初予算額 25,510千円
事業目的	ナラ枯れが発生していない地域や観光地等への被害拡大を防止するため、奥地に多くある老齢化したナラ林の伐採・搬出を促進し、ナラ林の若返りを図る。		財源内訳	25,510千円
実施内容	ナラ枯れ被害先端地域のうち3地域を対象として、奥地に多くある老齢ナラ林の伐採・搬出時の掛かり増し経費に対して助成する。			
	1 対象地域 北秋田・山本地域、仙北地域、平鹿・雄勝地域			
	2 助成単価			
	(1) 集材距離200m以上500m未満 1,600円/m <sup>3</sup>			
	(2) 集材距離500m以上800m未満 2,000円/m <sup>3</sup>			
	(3) 集材距離800m以上 2,500円/m <sup>3</sup>			
	3 補助率 県10/10（定額）			

事業名	林地開発許可制度実施事業		担 当	森林管理班
事業年度	昭和49～	事業主体	県	当初予算額 449千円
事業目的	林地の開発行為に際して、森林の土地の適正な利用を図りつつ、森林の有する公益的機能の確保を図る。		財源内訳	449千円
実施内容	地域森林計画の対象民有林において、1haを超えて開発行為を行う際の林地開発許可申請の審査や対象地の指導を行う。なお、国又は地方公共団体が行う場合及び省令で定める事業を実施する場合は、その事業者は知事と連絡調整（協議）を行う。			

事業名	保安林管理事業			担当	森林管理班	
事業年度	昭和42～	事業主体	県	当初予算額	9,086 千円	
事業目的	森林法に基づき知事が権限を有する重要流域以外の1～3号並びに全流域の4号以下民有保安林の適正かつ円滑な整備を図る。			財源内訳	国庫	1,469 千円
					財産	292 千円
					一般	7,325 千円
実施内容	1 保安林整備管理			650千円 (Ⓢ106千円、Ⓣ544千円)		
	民有保安林の指定・解除事務 (国1/2、県1/2、10/10)					
	2 保安林保全管理			2,501千円 (Ⓢ440千円、Ⓣ2,061千円)		
	保安林等の巡視 (国1/2、県1/2)					
	3 損失補償			2,526千円 (Ⓢ923千円、Ⓣ1,603千円)		
損失補償費の支払い						
(1) 1～3号保安林 (国10/10)						
(2) 4～7号保安林 (国1/2、県1/2)						
(3) 8～11号保安林 (県10/10)						
4 財産管理			3,409千円 (Ⓣ3,117千円、Ⓢ292千円)			
(1) 水源かん養林造成契約地及び海岸砂地造林契約地の支障木売買等による収入						
(2) 契約分収割合による分収金の交付						
(3) 境界整備 (危険木伐倒処理等)						

事業名	保安林管理受託事業			担当	森林管理班	
事業年度	昭和42～	事業主体	県	当初予算額	17,594 千円	
事業目的	大臣権限に係わる重要流域内の1～3号民有保安林の指定・解除、指定施業要件の変更等の事務、保安林適正管理調査等の受託事業を実施する。			財源内訳	国庫	17,594 千円
実施内容	1 保安林整備			1,039千円 (Ⓢ1,039千円)		
	保安林の指定・解除、指定施業要件変更等の事務					
	2 保安林管理			16,555千円 (Ⓢ16,555千円)		
(1) 保安林適正管理実態調査 (所有者・境界・地目未更正箇所の実態等の調査) 等の受託						
(2) 保安林保全情報整備調査 (保安林台帳等のデータベース化) 等の受託						

